

転入の手続き

◇転入の手続きはどのようにすればいいのですか

北陽小学校の校区への転居が決まったら、以下のように手続きをしてください。基本的な流れです。

転居手続き・指定校の確認(白山市役所)

白山市役所で住所異動の手続きをする。

白山市教育委員会学校教育課と連絡をとる。



転校する学校がわかります。(北陽小学校で間違いがないかを確認)



転出手続き(在学している学校)

在学している学校へ転校を申し出てください。



必要な書類((1)在学証明書(2)教科書給与証明書)が発行されます。



転入手続き(北陽小学校)

事前に連絡し、北陽小学校を訪問してください。

来校時は、(1)および(2)の書類を持参してください。



来校時に、転入の手続きを行います。(担当者不在の場合は、後日、連絡します。)

学校についての簡単な説明をし、必要な書類を渡します。

校内の見学も可能です。申し出てください。



登校

転入初日は、保護者同伴で校長室へ来てください。

担任が教室まで引率し、学級に紹介します。